

審 査 基 準

平成29年4月1日作成

法 令 名： 道路交通法
根 拠 条 項： 第78条第5項
処 分 の 概 要： 道路使用許可証の再交付
原権者（委任先）： 警察署長（熊本県警察本部高速道路交通警察隊長を含む。）
法 令 の 定 め： 道路交通法施行規則第12条（道路使用許可証の再交付の申請）
審 査 基 準： 上記法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間： 3日（行政庁の休日を含まない。）
申 請 先： 当該許可証を交付した警察署の交通課（係）、熊本県警察本部高速道路交通警察隊 又は八代警察署氷川幹部交番（道路使用行為の場所が八代警察署管轄区域内のもの に限る。）
問 合 せ 先： 当該許可証を交付した警察署の交通課（係）又は熊本県警察本部高速道路交通警 察隊
備 考：